



# カーボン・オフセットの法務と契約実務

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 Takeshi Mukawa  
武川 丈士

## 1. はじめに

カーボン・オフセットを実施する際に考慮検討すべき事項の中に、法務・契約面があることは言うまでもない。しかし、カーボン・オフセットという考え方が新しいものであることから、その法務・契約実務に関してはこれまで十分な検討がなされていた訳ではない。こうした問題意識に基づき、昨年公表された「情報提供ガイドライン」においては、カーボン・オフセットに適用される法律や契約実務のあり方についても一定の整理・提言を行っている。本稿では、カーボン・オフセットの法務と契約実務を簡単に紹介するとともに、今後の課題にも触れたい。

## 2. カーボン・オフセットの契約実務

カーボン・オフセットの法務を検討するにあたっては、「カーボン・オフセット」とは、どのような法的行為（契約）を行っているのかという点について検討することが有益である。情報提供ガイドラインを巡る議論の中で明確になった点であるが、一言で「カーボン・オフセット」といっても、その内容・実態は様々であり、法律的にみても様々な分類・類型化が可能である。その全てを過不足無く分類することは難しいが、筆者なりに以下のように分類してみた。

類型	具体例
表示・キャンペーン型	消費者が100円の清涼飲料を購入すると、メーカーが1トンの京都クレジットを償却することになっており、清涼飲料のラベルにはそのことが記載されている。清涼飲料の定価は元々100円であり、オフセット付の商品とオフセット無しの商品とで値段は変わらない。
対価型	<p><b>オフセット・リース</b> 車のリース契約を締結する際に、オフセット特約が設けられている。オフセット特約に基づき、リース会社は車の走行のために使用されたガソリンの燃焼に伴って発生するCO2に相当する量の京都クレジットを毎年償却し、利用者はこれに対して追加料金を支払う。</p> <p><b>オフセット・サービス</b> カーボン・オフセットに関するサービスを提供する業者（オフセット・プロバイダー）がウェブサイトを開設し、消費者が自動車や航空機を利用したことに伴い発生するCO2をオフセットするサービスを提供する。支払はクレジットカードを通じて行われる。</p>

### (1) 表示・キャンペーン型オフセットの契約実務

上記具体例で記載したような表示・キャンペーン型オフセットの場合、関係者間にどのような契約関係が成立しているのだろうか。この点は、最終的には、契約当事者間の意思解釈の問題に帰着する。しかし、多くの場合、商品は店頭で並べられているだけであり、消費者が明示的に特別な契約を締結する訳でも無いから、当事者がどのような意思を有していたのかは明らかでは無い場合が多い。こうした場合、当事者間の合理的な意思を解釈する必要がある。

この点、見方としては、商品を購入した消費者と販売店（又はメーカー）等との間で、「1トンの京都クレジットを償却する」という内容の契約が成立しているとする考え方があり得る。しかし、メーカーと消費者の間には直接の接点は存在せず、契約が成立するとは考えがたい。また、消費者と直接の契約関係に立つ販売店は、京都クレジットの償却を行う意図は有していないはずである。更に言えば、消費者の負担はゼロであり、メーカー・消費者・販売店といった関係者は、クレジットの償却を行うことを契約の内容とすることまでは意図していないと考えるのが合理的であろう。以上によれば、表示・キャンペーン型オフセットに関しては、通常の契約関係（例えば商品の売買契約）以外に、特別な契約関係が存在する訳ではないと考えられる場合が多いと思われる。

しかしながら、そのことは、表示・キャンペーン型オフセットに法的な規律が及ばないということの意味するものではない。表示・キャンペーン型オフセットは通常、商品やサービスの勧誘・販売の場面で消費者に伝達されるが、これらは、商品の由来・背景・特性の一部として、商品・サービスの「表示」に該当し、こうした表示に関する法律及びルール適用を受ける。具体的な法律やルールについては、情報開示ガイドラインに記載してあるので、ご参照頂きたい。

## (2) 対価型オフセットの契約実務

### ①対価型オフセット一般

これに対して、上記具体例に記載したオフセット・リースのような場合、リース契約のレシー（利用者）は対価を支払ったうえでオフセット付のリースを利用しているのであるから、当事者間にオフセット・サービス（クレジットの償却行為）を行うという契約が存在すると思われるべきであろう。具体的な契約内容は、当事者の意思次第ではあるが、選択肢としては、①売買契約やリース契約といった契約に付随する義務としてオフセットを行うべき義務があると考えられることでもできるであろうし、②売買契約やリース契約とは別の契約として、オフセットを行うことに関する契約が成立していると考えられることも可能であろう（実務上は、どちらの例も存在する。）重要なことは、何らかの契約が存在する以上、その内容を具体的に契約書や約款として書面化した上で、当事者の合意内容を明確化することである。

筆者の実務上の経験によると、こうした書面化の作業を行うことにより、それまで気付かなかった問題点や実務上検討を要する点が発見されることが多い（具体的な論点は割愛させて頂くが、利用する排出権の制度に起因する問題点が生じることや、契約の本体部分とオフセット部分との調整・整合が意外に難しい場合が多い）。こうした経験からも、対価型のオフセットを実行する場合には、オフセットに関する合意内容を書面化する作業を行うことが不可欠であると言える。

### ②プロバイダー契約

オフセット・プロバイダーが提供するサービスは、純粋にカーボン・オフセットに関するサービスのみを対象とするものであるから、対価型オフセットの最たるものである。こうした契約（プロバイダー契約）が法的に見てどのような性質を有するかという点については必ずしも定見がある訳ではないが、筆者としては業務委託契約の一種であると考えている。

プロバイダー契約は対価型オフセットに属するものであるから、既に述べた通り、合意内容を書面化することが必要である。しかし、情報開示ガイドラインの協議を開始した時点においては、プロバイダー業務、特に個人向けのプロバイダー業務において、消費者に対して契約関係が明示されていない場合が多か

った。今般、情報開示ガイドラインの議論を通じて、この点に関する理解が深まったように見受けられるが、まだまだ取り組みが不十分な業者も多く、今後の課題であると言えよう。

## 3. 今後の課題

カーボン・オフセットに関する契約の実務は緒に就いたばかりであり、今後多くの課題を残している。第1に、カーボン・オフセットの類型に応じて契約の作成が必要な場合とそうでない場合とを切り分けたうえで、必要な場合には契約を作成するという実務自体を定着させる必要がある。第2に、情報提供ガイドラインをはじめとした各種ガイドラインは、契約実務の蓄積が十分とは言えない中で作成されたものである。このため、ガイドラインを実務上運用していく中で、不都合な点や現実にそぐわない点が生じてきた場合には、実務の側からフィードバックしていくことも必要であろう。

そうしたフィードバックの中には、制度そのものに対する改善要望も含まれるであろう。例えば、割当量口座簿制度の改善である。カーボン・オフセットを実施するにあたり、オフセット行為が行われた旨の事後報告をどのように行うかが問題となることがある。精度の高い報告を行うのであれば、①当該オフセットを行うために、②割当量口座簿の政府保有口座に対して償却を目的として振替が行われたこと、を示す公的な証明が存在することが望ましい。しかし、現状の割当量口座簿のシステムを前提とすると、上記①（すなわち、何のために振替が行われたのか）という点を証明する手段が存在しない（従って、理屈の上では、オフセット・プロバイダー等が、一回の振替行為を複数のオフセットに割り当てることも可能である）。このため、振替申請に備考欄等を設けたうえで、国に対する振替の目的を示すことが可能にしたうえで、これを証明する制度が必要となろう。

逆に、行政や制度運営者の側も、実務の進展を注視したうえで、積極的にガイドラインや制度の改正を行うことが期待される。こうした相互のフィードバックを通じて、カーボン・オフセットの法務がさらに進化していくことを期待したい。